

茨城の教育

茨城県高等学校教職員組合
310-0853 茨城県水戸市平須町表原 1-93
telephone 029-305-3075
facsimile 029-305-3317
/www.mito.ne.jp/~iba-kou/

「減額措置の延長なし」確認、40歳未満1号給回復

地公労（茨高教組・茨教組・県職員組合・自治労県本部）は、11月22日、県職員給与に関する県当局との最終交渉をおこない、つぎのとおり最終回答内容で交渉を終結した。

- 2013年7月から実施されている「給与減額措置」は、2014年3月をもって終了し、延長しない。

- 県人事委員会の勧告にもとづき、40歳未満の職員のうち2007（平成19）年4月1日に昇給抑制を受けた者の号給を、2014年4月1日に1号給上位に調整する。

- 妊娠に起因する疾病による療養休暇の取得上限（90日）を、2014年4月1日から廃止する。

※

職場の衛生委員会が勤務時間管理の「指針」作成

教職員の勤務時間管理に関して、坂東総合高校の衛生委員会が「勤務時間の適正な把握に関する指針」を策定した。今年10月から試行したうえで、来年度から実施する予定。

指針の全文は以下のとおり。

第1条（本指針の目的）

本指針は、労働基準法、労働安全衛生法等の労働法令および厚生労働基準局長通知「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」（平成13.4.6. 基発第339号）ならびに文部科学省通知「労働安全衛生法等の一部を改正する法律等の施行について」（平成18.4.3. 18ス学健第1号）に基づいて、茨城県立坂東総合高等学校の教職員の勤務時間の適正な把握に必要な措置を定めるものである。

第2条（校長の責務）

校長は使用者として、教職員の勤務時間の適正な把握等、勤務時間管理の適正化に関する事項を管理し、勤務時間管理上の問題点の把握及びその解消を図るとともに、労働基準法第109条に基づき、勤務時間の記録に関する書類を作成し、それを3年間保存する責務がある。

第3条（勤務時間の把握法）

校長は、出勤表、休暇カード、勤務超過時間申告カード〔本指針により作成〕等を通じて、各教職員の各日ごとの始業・終業時刻を確認しなければならない。

第4条（教職員の責務）

(1) 教職員は、原則として出勤した場合（週休日に日直で出勤した場合には日直と記載する）には出勤表に押印する。出張（週休日の出張も含む）、研修、年休、特休等の場合は、出勤表および研修承認願、休暇カードに必要事項を記入し押印する。

(2) 教職員は、定時を過ぎて退勤した場合には、その各日について勤務超過時間申告カードに終業時刻（週休日に日直で出勤した場合には始業時刻・終業時刻）及び事由（部活指導、生徒指導、授業準備、日直等）を記入し、月毎に校長に提出する。

第5条（毎月の勤務時間の把握と記録）

校長は各教職員から提出された勤務超過時間申告カード、出勤表、休暇カード等を通じて、月毎の各人の超過勤務の総時間を算出し、その記録を作成する。この記録は年度毎にまとめて3年間保存する。この記録に基づいて、過重な勤務実態を算出し、その記録を作成する。この記録に基づいて、過重な勤務実態が懸念される教職員については、校長は改善のために適切な指導ないし措置を行う。

※

「人類普遍の原理」を否定する自民党改憲草案の時代錯誤

自民党が2012年4月に発表した「日本国憲法改正草案」の基本的な人権に関する規定を検討する（日本国憲法の英訳、「自民改憲草案」を含む『日本国憲法改正草案Q&A』のURLは前号参照。「GHQ草案」は、www.ndl.go.jp/modern/img_t/105/105-001tx.html）。

☞「臣民の権利義務」への復帰

自民党改憲草案は、「自由及び権利には責任及び義務が伴うことを自覚し」なければならないとするが、「伴う」とはどのようなことなのか、『Q&A』にも例示ひとつなく具体的内容は一切示されない。上から目線で国民に説教する陳腐な言説のめざすところはいったい何か？

草案は、人権に厳しい制限を新設する。第13条で、「公益及び公の秩序に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大限に尊重されなければならない」としたうえで、たとえば第21条の2の「表現の自由」の規定に日本国憲法にはない第2項を新設し、「公益及び公の秩序を害することを目的とした活動を行い、並びにそれを目的として結社をすることは、認められない」とする。何が「公益及び公の秩序」であるのか？ その判断を誰がおこなうのか？ 国家機関が権限を振るうことになれば、国民の基本的な人権にたいするいかなる恣意的抑圧も正当化される。これはもはや制限の域を超える。基本的な人権は憲法体制＝国家体制の究極の原理の位置から排除

され、かつて日本国憲法が「排除」した大日本帝国憲法における臣民の権利の水準に引き戻される。

草案は、日本国憲法前文を全部破棄し、新たな前文を作成する（本紙第1072号）。その理由のひとつが、日本国憲法の前文に「基本的人権」についての言及がないのはよろしくない、記述することにしたことだ、という（『Q&A』5頁）。

草案前文は、「日本国民は、国と郷土を誇りと気概を持って自ら守り、基本的人権を尊重するとともに、和を尊び、家族や社会全体が互いに助け合って国家を形成する」と書く。

ほんのひとつこと「尊重」と言っているが、基本的人権の顕著な制限を断行する草案第3章とは相容れない空疎な言明である。「尊重」とは、それとは別の究極目的を実現するうえで支障のない程度に、ついでに顧慮する、という程度の意味だろう。そもそも、国民が自分の基本的人権を「尊重」というのもおかしい話である。基本的人権は憲法秩序の究極目標であるのに、「尊重」などと恩着せがましく配慮の素振りを見せるだけの自民党草案は、人権保障を究極原理とする日本国憲法体制という「公益及び公の秩序」に対する許すべからざる挑戦である。

結論を先に述べてしまったが、草案が「公益及び公の秩序」をいかに破壊しようとしているのかを具体的に検証することしよう。

☞存在する人権が見えない

そもそも、日本国憲法前文に基本的人権についての記述がないという自民党の判断は誤っている。

「恐怖と欠乏から免れ、平和のうち生存する権利」（前文第2段落）は、基本的人権にほかならない（平和的生存権）。これはたんなる修辞上の飾り文句ではなく、憲法が保障する具体的な基本的人権であることは裁判所の確定判決によっても明らかにされている（2008年4月17日、名古屋高裁。2009年2月24日、岡山地裁）。

「正当に選挙された代表者を通じて行動する」（第1段落）という国民主権原理は、国民が基本的人権をもつことが前提となっている。基本的人権抜きで国民主権はありえないのである。国政の「権威」が「国民に由来」（同）するのは、人権保護を目的として憲法体制＝国家体制が創設されたことを意味する。

その一方で、自民党は日本国には「自然権」としての自衛権があると主張する（安倍晋三『新しい国へ』2013年、文春新書）。ありもしない国家の自然権としての自衛権を捏造するのは、自然権としての基本的人権を軽視することと表裏一体である。軽視というより、草案は基本的人権原理についての根本的な無理解のうえに、あえてそれを根こそぎ否定しようとする。

以下において、草案が拒絶す

る日本国憲法の人権規定について、その論理構造をみてゆこう。

☞国民は享有する enjoy

国民の基本的人権は、たとえばつぎのように規定される。

第25条 すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

Article 25. All people shall have the right to maintain the minimum standards of wholesome and cultured living.あるいはまた、

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。〔後段略〕

Article 11. The people shall not be prevented from enjoying any of the fundamental human rights.〔……〕

このように、国民は権利を「有する」、あるいは、国民は権利を「享有する」のである。(英文の shall は法律文書で当為・命令を表す。「……するものとする」)

☞自分で自分には与えられない

それでは、国民に基本的人権を与えたのは、いったいなにものだろうか？

日本国民に基本的人権を与えたのは、国家ではない。日本国民に基本的人権を与えたのは、日本国民自身ではない。自分で自分になにものかを与えることは不可能である。日本国民がつくった日本国憲法が、日本国民に基本的人権を与えることは、結局自分で自分になにものかを与えることだから、これも不可能である。

日本国民が制定する日本国憲法によって設立される国家が、日本国民に基本的人権を与えることも、当然ありえない。

全世界の国民 **all peoples of the world** に平和的生存権(前文)を与えることは、日本国民にとっても、日本国憲法にとっても絶対に不可能である。もちろん日本国にも不可能である。

☞憲法は保障する guarantee

基本的人権の起源についての、もっともありがちな誤解は憲法が国民に基本的人権を与えたというものであろう。しかし、次のとおり憲法は基本的人権を「保障する **guarantee**」のであって、決して与えるのではない。

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によつて、これを保持しなければならない。〔後段略〕

Article 12. The freedoms and rights guaranteed to the people by this Constitution shall be maintained by the constant endeavor of the people,〔……〕

「この憲法が国民に保障する基本的人権」という文言は頻繁にあらわれる。さきほどの第11条の後段はつぎのとおりである。

第11条〔前段略〕この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

Article 11.〔……〕 These fundamental human rights guaranteed to the people by this Constitution shall be

conferred upon the people of this and future generations as eternal and inviolate rights.

さらに、

第20条 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。

Article 20. Freedom of religion is guaranteed to all.

☞国民は確認する recognize

そして日本国民は、自分自身が基本的人権を「有する **have**」ことを、「確認 **recognize**」する。前文において、

われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを **確認する**。

We recognize that all peoples of the world have the right to live in peace, free from fear and want.

「**recognize**」は、基本的人権に関しては、このほか第14条に現れる。

第14条第2項 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

Article 14. 2) Peers and peerage shall not be recognized.

なお基本的人権以外では、「交戦権」を「認めない **shall not be recognized**」と第9条で、さらに第103条で現れる。

「確認する(認める) **recognize**」は決して「与える」という意味ではない。日本国憲法第12条に相当する「GHQ草案」第11条では、「**guaranteed by this Constitution**」の部分、「**enunciated by this Constitution**」

(「この憲法によって宣言された」となっていた。「与える」という意味合いは全くない。

☞人権を与える confer

それでは、憲法が「保障 **guarantee**」し、そのことを日本国民が「確認 **recognize**」する基本的人権を与えたのは、なにか? 自民党草案が全文削除している第97条(第10章 最高法規)はこう宣言する。

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

Article 97. The fundamental human rights by this Constitution guaranteed to the people of Japan are fruits of the age-old struggle of man to be free; they have survived the many exacting tests for durability and are conferred upon this and future generations in trust, to be held for all time inviolate.

基本的人権は「信託された **be conferred in trust**」、と受動態で記述されている。その際、何(何者)によって信託されたかは明示されていない。第11条の後段でも、同様に「与えられる **be conferred**」とされていたが、何(何者)によってかは明示されない。明示されていないが、基本的人権を個人としての日本国民に与えたのは「自然」である。これこそが、「自然 **nature**」が人間に与えた **confer** 権利 **right**、すな

わち「自然権 **natural right**」としての基本的人権 **fundamental human right** である。

以上をまとめるとこうなる。

(i) 日本国民 **we, the Japanese people** は、出生により、個人 **individual** として、基本的人権 **fundamental human right** を、与えられる **be conferred** (信託される **be conferred in trust**)。

(ii) 憲法 **Constitution** は、日本国民が個人として与えられた(信託された)基本的人権を、保障 **guarantee** する。

(iii) 日本国民 **we, the Japanese people** は、これら (i)(ii) を確認 **recognize** し、憲法 **Constitution** として制定する。

☞憲法が与える人権という誤謬

憲法が国民に基本的人権を与えると主張する著名な憲法学者がいる。長谷部恭男(東京大学大学院法学政治学研究科教授)は、人権と「公共の福祉」との関連について解釈するにあたって、第12条の「この憲法が国民に保障する自由及び権利」とは、「人類普遍の人権ではなく、「〔報道の自由や営業の自由など、日本国〕憲法がとくに国民に与えた自由および権利」のことだとする(『憲法〔第2版〕』2001年、新世社、傍点引用者)。

日本国憲法に掲げられている基本的人権は、①「人類普遍の人権」と、②日本国憲法が「国民に与えた自由および権利」の2種に分類されるというのである。法解釈の迷路に入り込んだあげく、「保障する **guarantee**」ことは「与える **confer**」ことだと強弁して、②を作り出してしまふのであるが、そもそも①の

「人類普遍の人権」の起源についての誤認がその誘因になっている。(この点に関連して、次回「人類普遍の原理」としての自然権思想と社会契約論について検討する。)

☞憲法による人権剥奪は不可能

憲法は、基本的人権を「与える **confer**」ことをしない。できないうえ、そもそもそうする必要もない。基本的人権は憲法以前に、すでにあらかじめ存在するからである。憲法が基本的人権を無から創造することはないということは、憲法が基本的人権を無へと消滅させることは不可能であるということでもある。

憲法で、基本的人権が全部または一部規定されないこともありうる。しかし憲法が人権を「保障する **guarantee**」と明記しないことに、人権を弱体化し消滅させるような積極的効力はない。制定当初のアメリカ合州国憲法(1787年)には人権規定がなかった(のち修正第1条-第10条〔1791年〕で規定された)。

国家の機関が個々の事例において人権をさまたげ、ときに剥奪しようとすることは起こりうるかもしれないが、憲法が普遍的に人権を消滅させることはできない。憲法が、遡及的に人権からその現存在を奪うことはありえない。

おそるべき時代錯誤的感覚をいだいて「憲法」を僭称する自民党改憲草案は、人権の広範な制限のうえに軍事国家体制の樹立をめざすのであるが、人権を恣意的に操作できると思いこむことで、憲法としての存在可能性をみずから否定してしまったのである。(以下次号) ㊟